

○飛騨市スポーツ活動充実交付金交付要綱

令和4年4月1日

告示第148号

改正 令和5年3月16日告示第88号

改正 令和6年3月30日告示第165号

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成を図るため、それぞれの目的達成を期するスポーツ団体に対して、予算の範囲内において飛騨市スポーツ活動充実交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、飛騨市補助金交付規則(平成16年飛騨市規則第43号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 交付金の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 飛騨市スポーツ少年団に加入する「各単位団」
- (2) 市内中学校部活動の運動部
- (3) 飛騨市地域クラブ活動実証事業の実証団体に認定された団体
- (4) その他特に市長が必要と認める団体

(対象団体の申請)

第3条 前条第1項第3号の対象団体が交付金を受けようとする場合は、交付金申請前に飛騨市スポーツ活動充実交付金地域クラブ等団体申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、別表に定める対象経費のうち、当該年度の4月1日から3月31日までの期間に支出をした額とする。ただし、他制度の交付対象経費と重複することはできない。

(交付額の算定基礎となる対象者)

第5条 交付額の算定基礎となる対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 当該年度の7月1日現在(以下「交付基準日」という。)に第2条第1項各号で定めるいずれかの対象団体に所属する者。

(2) 飛騨市に住所を有し、居住する小中学校の児童または生徒。

(交付額)

第6条 交付の額は、別表に定める額を交付するものとする。ただし、対象者が複数団体に所属する場合は、所属団体間で協議のうえ、1人当たりの交付額の範囲内で交付するものとする。

(事前着手)

第7条 交付基準日前にやむを得ず事業を着手する場合は、交付金事業着手前に事前着手届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月16日告示第88号)

この告示は、令和5年3月16日から施行し、改正後の飛騨市スポーツ活動充実交付金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月30日告示第165号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	対象経費	交付額	備考
1 活動費	(1) 消耗品費 練習等に使用する消耗品	1 基礎補助枠 各団体の対象者数×5,000円 (上限)	特別補助枠は、ふるさと納税額により単価を決定する。
	(2) 遠征経費 練習試合、市外遠征等に要する経費	2 特別補助枠	
2 物品購入費	(1) 機械器具購入費 練習等に使用する機械器具	各団体の対象者数×市長が認めた額	
	(2) ユニフォーム購入費 試合等に使用するユニフォーム	3 交付額に100円未満の	

3 その他市長 が認めた経費		端数が生じた ときは、これ を切り捨てた 額とする。	
-------------------	--	-------------------------------------	--